

諮問第1号

退職手当に関する処分についての審査請求について

退職手当に関する処分の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定に基づき、諮問する。

令和2年6月8日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 審査請求人

中央区在住者

2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、窓口対応で知り合った市民（以下「相手方」という。）の依頼に応じ、自己又は妻名義で使用するかのように装って自己又は妻名義で携帯電話等の契約をし、また、精神科を受診して向精神薬を取得し、これらを相手方に譲渡したこと等により、懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）を受けたことを理由として、処分庁（千葉市長）が請求人に対し、令和元年9月13日付けで千葉市職員退職手当支給条例（昭和24年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）に基づく一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が本件処分を不服として、審査庁（千葉市長）に提起したものである。

3 審査請求年月日

令和元年10月11日

4 請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

ア 本件の行為に至った経緯は、明確な脅しや暴力はなく、また、弱みを握られていたわけではなかったが、頻繁に相手方から執拗な嘆願があり、胸の入れ墨や小指のない手を見せつける行為や鋭

い視線で睨み付ける行為、「以前はヤクザだった」との話をしてきたことで「恐怖」を感じてしまい、断ると家族に危害が及ぶのではないかと考えてしまった結果の行為である。相手方から受けた「恐怖」は、脅し同然であることから、自分の意思による行為ではなかった。

相手方からの金銭授受などの行為は一切ない。

イ 令和元年7月20日に詐欺容疑として逮捕されてしまったが、私的な利用目的のために市民へ配布する、又は、市民から徴収した現金・金券等を着服する行為や暴行・殺傷・交通事故等、人に危害を加える行為での逮捕ではない。

また、令和元年8月9日に千葉地方検察庁において、「起訴猶予」の判断により、「不起訴処分」となったことで釈放された。

なお、逮捕された際だけでなく、「不起訴処分」になった際も報道されているが、「退職手当支給制限処分書」には、「不起訴処分」になったことや報道されたことの記述がなかった。

5 処分庁の主張の要旨

本件処分については、条例第10条第1項及び昭和60年4月30日総人第261号「国家公務員退職手当法の運用方針（総務大臣通知）」（以下「運用方針」という。）に基づき、条例第10条第1項柱書が規定する考慮要素から、一般の退職手当等の一部を支給することの可否について検討を行った。

本件における事情を考慮すると、一般の退職手当等の一部を支給すべき理由は見出し難いことから、本件処分は適法である。

6 棄却しようとする理由

(1) 認定事実

ア 請求人の経歴等

請求人は、平成28年4月1日から区役所市民課（平成29年1月1日からは市民総合窓口課）課長補佐に昇格し、平成31年4月1日から区役所市民センターに所長として配属された。

イ 請求人と相手方との関係

(ア) 請求人が区役所市民総合窓口課の課長補佐として在籍して

いた平成30年2月から同年5月までにかけて、相手方が住所登録及び住民票等の諸証明の申請等のため、同課を訪れた。以後、相手方は、窓口を訪れると請求人を呼ぶようになり、請求人が相手方の対応をすることとなった。

(イ) 平成30年6月下旬、相手方が同課を訪れ、養子縁組の届出を行った。請求人は、当該届出の受理の可否について、千葉地方法務局に対して照会をしたところ、同年7月2日、担当官から受理は望ましくないとの回答があった。また、担当官から当該届出の不受理を相手方に伝えるときには、事前に警察に連絡をしておいた方が良いと思うと言われた。

(ウ) 平成30年7月5日、警察に相手方の件について伝え、何かあれば至急駆けつけてくれる体制を依頼し、請求人は相手方に対し、届出を受理しない旨を電話で伝えた。その際、相手方からは、なぜ受理できないのか等強い口調で文句を言われたものの、請求人は相手方に受理できないと断り続けた。

同月6日、相手方から請求人に対し、「今回の件は、面倒かけたね」との電話があった。その後、相手方から請求人に対し、請求人の担当業務と直接関係のないことまで電話で問合せがなされるようになった。

(エ) 平成30年9月12日、相手方から請求人に対し、電話で連絡があり、明日の自分の誕生日を知人の代わりに飲食店で祝ってもらえないかと何度も執拗に嘆願された。請求人は、強い口調で文句を言われた同年7月5日の記憶を思い出し、「断ったらどうなるのか」と恐怖を感じ、断ることができず、上司や周囲の職員に相談することなく相手方の依頼に応じた。

同月13日、請求人は、相手方と市内飲食店で飲酒を伴う食事をした後、カラオケ店を訪れた。なお、このときの飲食等に係る代金は、全て請求人と相手方で折半された。

(オ) 平成30年9月27日、相手方から請求人の携帯電話の電話番号を教えてほしいと依頼があり、請求人は、何度も課に電話があるため、業務への支障を考え、上司等に相談するこ

となく、自身の携帯電話の電話番号を教えた。

(カ) 相手方から請求人に対して、「重要な話があるから、また会って話がしたい」と電話で連絡があったため、平成30年10月11日、請求人は相手方と市内飲食店で飲酒を伴う食事をした。

また、同年11月13日にも、携帯電話代金等を受け取るため、相手方と市内飲食店で飲酒を伴う食事をした。

なお、これらの飲食等に係る代金は、全て請求人と相手方で折半された。

(キ) 請求人が、相手方からの度重なる依頼（携帯電話、タブレット端末及び向精神薬の譲渡並びに金銭の貸付等）に、上司等に相談することもなく応じたのは、個人的な秘密を知られていたり、業務上の弱みを握られていたわけでも、脅迫や暴力があったわけでもなかったが、相手方が刑務所に入っていたこと、目つきの悪さ、胸の入れ墨、手の小指がないといった相手方の実態を知っていたことなどで、相手方に対して恐怖を感じ、自身及び家族への報復行為を恐れて断ることができなかったためであると、顛末書や市の事情聴取等において一貫して述べている。

ウ 携帯電話及びタブレット端末の譲渡

請求人は、後記（ア）から（ケ）までのとおり、相手方の依頼を受けて、自己名義で携帯電話7台、タブレット端末3台を契約し、また、自己の妻名義で携帯電話1台、タブレット端末1台を契約し、いずれも相手方に譲渡した。

(ア) 平成30年10月1日、請求人は、相手方とともに市内の携帯電話販売店を訪れ、自己名義で携帯電話を1台契約し、相手方に譲り渡した。

(イ) 平成30年12月26日、請求人は、相手方とともに市内の携帯電話販売店を訪れ、自己名義で携帯電話1台を契約し、相手方に譲り渡した。

(ウ) 平成31年1月7日、請求人は、相手方とともに市内の携

携帯電話販売店を訪れ、自己名義でタブレット端末1台を契約し、相手方に譲り渡した。

(エ) 平成31年1月10日、請求人は、相手方とともに市内の携帯電話販売店を訪れ、自己名義で携帯電話1台を契約し、相手方に譲り渡した。

(オ) 平成31年1月15日、請求人は、相手方とともに市内の携帯電話販売店を訪れ、自己名義でタブレット端末2台を契約し、相手方に譲り渡した。

(カ) 平成31年3月13日、請求人は、相手方とともに市内の携帯電話販売店を訪れ、自己名義で携帯電話1台を契約し、相手方に譲り渡した。

(キ) 平成31年4月6日、請求人は、市内の携帯電話販売店を1人で訪れ、自己名義で携帯電話2台を契約し、その後市内にある店舗において、相手方に譲り渡した。

(ク) 平成31年4月13日、請求人は、相手方とともに市内の携帯電話販売店を訪れ、自己名義で携帯電話1台を契約し、相手方に譲り渡した。

(ケ) 平成31年4月17日、請求人は、相手方とともに市内の携帯電話販売店を訪れるも、同販売店から請求人名義では契約できないと断られたため、相手方から請求人に対して、請求人の妻名義で携帯電話1台及びタブレット端末1台を契約してほしいと依頼があった。

請求人は、同月24日、相手方とともに、市内の別の携帯電話販売店を訪れ、自己の妻の健康保険証の写しをもとに、自己の妻名義で携帯電話1台及びタブレット端末1台を契約し、相手方に譲り渡した。

エ 向精神薬の譲渡

令和元年5月21日から23日までにかけ、相手方から市内医療機関を受診し、向精神薬であるコンサータを処方してもらおうよう何度も執拗に依頼があり、同月24日、請求人は、「うつである」「妻や親のことで悩んでいる」などいろいろ言ってコンサ

一タ 36mg を1日2錠、30日分を処方してもらうこと」についての相手方からの依頼に応じ、同医療機関を受診し、依頼を受けた向精神薬を処方するように同医療機関に伝え、処方された向精神薬を相手方に譲り渡した。なお、当日の医療費及び薬の費用については、相手方が負担した。

オ 相手方との金銭授受

請求人は、後記（ア）のとおり相手方に対して計770,000円を貸し付け、また、後記（イ）のとおり相手方から携帯電話代金等として計315,000円を受領した。

（ア）金銭の貸付け

- a 平成30年10月11日、相手方から請求人に対し、仕事で必要な物品調達のため保証人になってほしいとの依頼があり、請求人は、これを拒否すると、保証人になる代わりに400,000円（同月13日、500,000円に増額要求を受けた。）を貸してほしいと依頼を受け、同月15日、区役所1階において500,000円を貸し付けた。
- b 平成31年3月7日、相手方が区役所に来庁し、どうしてもすぐに必要との理由で、請求人に対し150,000円を貸してほしいと依頼し、請求人は、相手方から公衆の面前でありながら土下座をして嘆願されたため、同月8日、区役所において相手方に150,000円を貸し付けた。
- c 令和元年5月16日から20日までにかけ、相手方から請求人に対し、どうしてもすぐ支払しないといけないことがあるとの理由で120,000円を貸し付けることについて依頼があり、同月21日、請求人は、市内にある店舗において相手方に120,000円を貸し付けた。

（イ）携帯電話代金等としての金銭の受領

- a 平成30年11月13日、相手方から請求人に対して、携帯電話代金として31,311円、貸付金の返済として13,689円、計45,000円の支払があった。
- b 平成31年1月15日、相手方から請求人に対し、携帯

電話代金として50,000円の支払があった。

c 平成31年2月18日、相手方から請求人に対し、郵便により、携帯電話代金として80,000円の支払があった。

d 平成31年3月5日、相手方から請求人に対し、2月分の携帯電話代金の不足分として、4,000円の支払があった。

e 平成31年3月19日、相手方から請求人に対し、郵便により、携帯電話代金として58,000円の支払があった。

f 平成31年4月13日、相手方から請求人に対し、携帯電話代金として21,500円の支払があった。

g 平成31年4月17日、相手方から請求人に対し、携帯電話代金として40,000円、貸付金の返済として5,000円、計45,000円の支払があった。

h 令和元年5月14日、相手方から請求人に対し、携帯電話代金として12,000円の支払があった。

カ 相手方による請求人名義のクレジットカードの不正利用

(ア) 平成30年11月24日、市内飲食店にて、相手方から請求人に対し、請求人に無断でクレジットカードを作成した上で使用したこと、同年12月に1,000,000円ほどの支払請求があることが伝えられ、請求人は、相手方から詐欺罪で訴えないでほしい旨懇願された。

(イ) 平成30年12月6日、請求人は、金融機関で前記クレジットカード利用代金1,046,851円を支払った。

キ 本件非違行為（後記ケ（ア）の処分説明書において請求人の非違行為として記載されていた行為をいう。以下同じ。）の発覚までの経緯とその後の対応

(ア) 市への外部からの通報を受け、令和元年5月23日、人事課コンプライアンス推進室の職員（以下「人事課職員」という。）による事情聴取が行われた。

このとき、請求人は、「相手方との関係を断ち切りたい」、「話ができて気持ちが楽になった」などと供述する一方で、

相手方から請求人に対して、同月24日に市内医療機関を受診し、向精神薬であるコンサータを処方してもらうよう依頼された件については、一切申告をしなかった。

(イ) 令和元年5月27日、人事課において請求人が事情聴取を受けた後、請求人が警察に事情を説明し、警察から相手方に携帯電話等の解約をすることや請求人と連絡をとらないこと等の警告が行われた。

(ウ) 令和元年5月27日及び28日、請求人は携帯電話等の解約手続を行った。

(エ) 請求人から、令和元年6月10日付けで、処分庁に顛末書が提出された。顛末書には、本件非違行為に至る経緯等として、平成30年2月から令和元年5月27日までの事実経過が記載されていたほか、本件非違行為について反省していることなどが記載されていた。

(オ) 令和元年8月13日、人事課職員が請求人に聴き取りを行った際、請求人からは「刑事処分では不起訴となり、十分反省しているので、今後も続けさせていただけたらと思っている」、「確かに悪いことをしたから逮捕されたが、殺人や公金の横領をしたわけではない」、「不起訴になり、反省もしているのですが、甘えかもしれないが、免職はどうにかならないかと思っている」などの供述があった。

ク 請求人に対する刑事手続及びこれに関する報道

(ア) 令和元年7月20日、請求人は、「平成31年4月24日に、市内の携帯電話販売店において、請求人の妻名義で使用するかのように装って、携帯電話1台及びタブレット端末1台の購入手続を行い、2台を騙し取った」詐欺容疑で警察に逮捕され、同月21日には、新聞で広く報道された。

(イ) 千葉地方検察庁検察官は、令和元年8月9日、請求人に対する詐欺被疑事件について、請求人を不起訴処分とし、不起訴の主文は「起訴猶予」であった。

同月10日以降、請求人が不起訴処分となったことが新聞で

報道されたが、不起訴の主文（起訴猶予であること）は報道されなかった。

ケ 本件懲戒免職処分

(ア) 前記の本件非違行為を理由として、令和元年8月23日付けで、処分庁は請求人に対して本件懲戒免職処分を行った。

本件懲戒免職処分の処分説明書には、平成30年9月中旬以降、相手方との間で、職務とは関係なく職場外で会う等して、事実が発覚するまで、不適切な関係を続けたこと、平成30年10月から平成31年4月までにかけて、相手方の依頼に応じ、市内の携帯電話販売店において、自己又は妻名義で使用するかのよう装って、携帯電話及びタブレット端末の契約をし、これを騙し取った上、直ちに相手方に譲渡したこと、令和元年5月24日には、相手方の依頼に応じ、精神科を受診し、相手方に譲り渡す意図のもと、向精神薬を取得した上、相手方にそれを譲り渡したことが、本件非違行為として記載されていた。

(イ) 請求人は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づき、令和元年10月11日付けで、本件懲戒免職処分の取消しを求める旨の審査請求を千葉市人事委員会に提起した。

千葉市人事委員会は、不利益処分についての審査請求に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第12号）第16条第1項の規定により、令和2年3月4日付け令和元年（審）第1号裁決書で、本件懲戒免職処分を承認する旨の裁決を行った。裁決における判断では、非違行為の態様、結果は悪質、重大であると認められること等の諸般の事情を考慮すると、処分庁が免職処分を選択したことは、処分庁が定める懲戒処分の指針で定めた基準を逸脱したものとは認められないとされていた。

コ 本件処分

請求人が本件懲戒免職処分を受けたことを理由として、令和元

年9月13日付けで、処分庁は請求人に対して本件処分を行った。

(2) 関係法令

ア 条例の規定

(ア) 条例第2条第1項は、「退職手当は、職員が退職した場合に、その者（略）に支給する」と規定する。

(イ) その一方で、条例第10条第1項は、「退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（略）に対し、（略）当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」と規定し、同項第1号は、「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」と規定する。

(ウ) そして、条例第10条第1項柱書は、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行う際に勘案すべき事項として、①当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、②当該退職をした者の勤務の状況、③当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、④当該非違に至った経緯、⑤当該非違後における当該退職をした者の言動、⑥当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度、⑦当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を挙げている。

(エ) 条例第10条は、平成21年千葉県条例第27号により全部改正されたものであるが、これは、平成20年法律第95号による国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）改正を受け、同法の改正と同様に、退職手当の支給制限に際して、非違の性質等を考慮の上、退職手当の一部を支給することができることとしたものである。

そして、同法改正の検討の際に設置された国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会の報告書では、退職手当の支給制限については、全額不支給を原則とし、非違の程度等に応じて一部を支給することが可能となる制度を創設することが適当であるとされていたものである。

イ 運用方針の定め

運用方針の第12条関係は、国家公務員が懲戒免職等処分を受けた場合等の一般の退職手当等の支給制限について定める国家公務員退職手当法第12条の運用について、以下のように定めている。

- (ア) 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。(第1項)
- (イ) 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、(略)「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。(第2項)
 - a 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合(第2項イ)
 - b 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合(第2項ロ)
 - c 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失(重過失を除く。)による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合(第2項ハ)
 - d 過失(重過失を除く。)により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合(第2項ニ)
- (ウ) 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が指定職以上の職員であるとき又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、(略)「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。(第3項)

- (エ) 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、(略)「当該退職をした者の勤務の状況」を勘案することとする。(第4項)
- (オ) 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減軽又は加重することを検討すること等により、(略)「当該非違に至った経緯」を勘案することとする。(第5項)
- (カ) 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合には処分を減軽することを検討し、当該非違を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重することを検討すること等により、(略)「当該非違後における当該退職をした者の言動」を勘案することとする。(第6項)
- (キ) 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、(略)「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘案することとする。(第7項)

ウ 本件処分の適法性の判断基準

- (ア) 処分庁は、条例第10条第1項及び運用方針に基づき、本件処分に当たって一般の退職手当等の一部支給の可否を検討したと主張しているところ、運用方針は、直接的には国家公務員退職手当法の運用に関する方針として、総務省において作成されたものであるので、これが直ちに処分庁の判断を拘

束するものでもなければ、本件審査請求における審査庁の判断を拘束するものでもない。

(イ) もっとも、条例及びこれと同趣旨の国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）は、懲戒免職処分に相当する非違行為を行った者への退職手当の支給について、考慮要素を掲げるのみであることから、退職手当の支給制限処分をすべきか、また、当該処分をする場合にいかなる程度の制限をすべきかは、平素から庁内の事情に通暁している退職手当管理機関の判断に委ねられていると解すべきであり、退職手当管理機関がその裁量権を行使してした退職手当支給制限処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限り、当該処分が違法であると判断すべきものと解される（大阪地裁平成31年3月18日判決・判例集未登載）。

そして、条例第10条の規定が、平成20年法律第95号により改正された国家公務員退職手当法と同様の趣旨で改正されて現在の規定に至るものであり、処分庁は運用方針と異なる独自の方針又は基準を作成していないことに照らすと、特段の事情がない限り、条例第10条第1項第1号の適用に当たって、運用方針を参酌しながら具体的な処分を決することには、合理性が認められるというべきである。

(ウ) そうすると、運用方針を参酌の上、本件処分を行うに当たって行われた処分庁の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いたものであったかが問題となる。

(3) 判断の理由

ア 当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任

請求人の本件非違行為は、平成30年9月中旬以降、令和元年5月までにかけて行われており、その間、請求人は区役所市民総合窓口課課長補佐（平成31年3月31日まで）及び市民センター所長（平成31年4月1日から）の職にあった。

請求人は、課長を補佐する者として、また、市民センターの業務を総括する者として、所属職員を指揮監督する立場にあったものであり、所属職員の模範となるべき存在として、窓口対応をはじめとする職務中においてはもちろんのこと、職務外であってもその職責に見合うように適切な行動をとることが求められていたものである。

この点を踏まえると、請求人が本件非違行為を行ったことは強く非難されるべきであり、請求人が占めていた職の職務及び責任は、処分を加重する要素として考慮されるべきである。

イ 当該退職をした者の勤務の状況

請求人が過去懲戒処分を受けたという事実や勤務評定上問題があったとの事実は認められない。

したがって、請求人の勤務の状況は、処分を加重する要素として考慮すべきものではない。

ウ 当該退職をした者が行った非違の内容及び程度

(ア) まず、請求人は、平成30年10月から平成31年4月までにかけて、相手方の依頼に応じて、相手方に譲渡する目的を秘して自己又は妻名義で使用するかのよう装って、自己名義で携帯電話7台及びタブレット端末3台を契約し、また、自己の妻名義で携帯電話1台及びタブレット端末1台を契約し、直ちにこれらを相手方に譲渡している。

これらの行為は、故意に携帯電話販売店の店員を欺いて財物である携帯電話等を交付させたものであり、その態様は悪質である。

(イ) また、請求人は、令和元年5月24日、相手方の依頼に応じ、向精神薬であるコンサータを取得して相手方に譲渡する目的を秘して、精神科を受診して、医師に虚偽の申出をした上でコンサータの処方をするよう依頼し、医療機関から処方箋を取得した上で、コンサータを取得している。この行為は、「人を欺いて財物を交付させた行為」と同等の非違行為である。

さらに、請求人は当該コンサートを直ちに相手方に譲渡しており、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第66条の4の規定に照らすと、この行為は重大な非違行為といえる。

加えて、この行為は、人事課職員が請求人に聴き取りを行い、請求人が「相手方との関係を断ち切りたい」、「話ができて気持ちが楽になった」旨の供述をしていた令和元年5月23日の翌日に行われているものである。

以上の請求人の行為の態様は、社会的に薬物に対する防止対策の重要性が高まっている中で、極めて悪質な行為で強く非難されるべきものである。

(ウ) なお、請求人は「相手方からの金銭授受などの行為は一切ない」旨を主張するが、請求人は、相手方に金銭を貸し付け、これに関する返済を受け、また、相手方から携帯電話代金を受領しているのであるから、いかなる名目であれ、金銭の授受があったことは明白である。

次に、請求人は「現金等を着服する行為や人に危害を加える行為ではない」旨を主張する。しかし、この請求人の主張は、本件非違行為の態様の悪質性自体に何ら影響を及ぼすものではない。

さらに、請求人は「不起訴処分になった」旨を主張する。しかし、検察官が行った不起訴の主文は「起訴猶予」で、これは被疑事実が明白であるものの検察官が訴追を必要としないとの判断で公訴を提起しないもの（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第248条、事件事務規程（最終改正平成30年4月27日法務省刑総訓第3号）第75条第2項第20号）であり、被疑事実が否定されたものではないため、やはり、被疑事実を含め本件非違行為全体の態様の悪質性に何ら影響を及ぼすものではない。

(エ) これらを踏まえると、本件非違行為の内容及び程度は、極めて悪質かつ重大なものであったといえ、かつ、運用方針が

定める「一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合」である前記（２）イ（イ）bからdまでのいずれにも該当しないことは明らかであり、また、前記（１）ケ（イ）で述べた令和２年３月４日付け令和元年（審）第１号裁決書における判断に照らすと、請求人に対する懲戒処分として、停職以下の処分にとどめる余地があったものとは認められず、したがって、前記（２）イ（イ）aにも該当しない。

エ 当該非違に至った経緯

（ア）平成３０年２月以降、相手方が区役所市民総合窓口課に何度か来庁するうちに、請求人が相手方に対応するようになり、何度も対応している中で請求人が相手方と親密になり、相手方からの依頼に応じて本件非違行為に至ったという経緯がある。

（イ）この点について、請求人は、相手方に対して恐怖を感じたことから、自分の意思で本件非違行為を行ったものではなかったと主張する。確かに、相手方に対応するようになって早い段階の平成３０年７月５日の時点で、既に請求人は相手方について危険性を感じ、警察への連絡等を行っており、同日、電話で相手方から強い口調で養子縁組の受理を迫られていたことが認められる。また、相手方が時折胸の入れ墨や小指のない手を請求人に見せたりしていたという請求人の主張を前提とすれば、これが強い口調で迫られた経験と相まって、請求人が相手方に恐怖心を抱いたとしても無理はないといえる。

しかし、請求人自身、「相手方に個人的な秘密を握られたり、業務上の弱みを握られたりしたわけではない」、「脅迫や暴力があったわけではない」旨を供述しており、自分の意思でなく本件非違行為を行わざるを得ないほど、請求人の意思が抑圧されていたものと認めることはできない。

また、そもそも、請求人は、平成３０年７月５日にも警察に相談を行っており、その後、いつでも警察や上司、周囲の職

員に相談することは可能だったはずである。

- (ウ) そうすると、結局のところ、本件非違行為が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状があるとはいえず、当該非違に至った経緯は、処分を減軽すべき要素として考慮すべきものとは認められない。

オ 当該非違後における当該退職をした者の言動

- (ア) 本件非違行為後、請求人は自ら市にこれを申告することなく、市が外部からの通報を受けて請求人に聴き取りを行ったことにより、本件非違行為が発覚したものである。さらに、当該聴き取りの際も、請求人はなお相手方からコンサータを取得して譲渡するよう依頼されていることを報告せず、その翌日にこれを実行している。

これらのことから、市が請求人に警察への相談を促していなければ、さらに非違行為を積み重ねていた可能性が高いといわざるを得ない。

そうすると、請求人は、本件非違行為による被害や悪影響を最小限にするための行動をとったものとは到底認められない。

- (イ) また、令和元年8月13日の人事課職員による請求人への聴き取りにおいて、請求人は、殺人や公金の横領をしたわけではなく、不起訴となって、反省もしていることを理由に、免職は免れたい旨の発言をしている。

しかし、前記ウ(ウ)のとおり、起訴猶予とされたことは、被疑事実が明白であることの検察官の判断がなされたことを示すもので、請求人は事の重大性を全く理解していないものと評価されてもやむを得ず、顛末書や人事課職員に対する供述の中で反省の弁を述べていたことをもってしても、請求人は本件非違行為の悪質性を軽視していたといわざるを得ない。

- (ウ) これらを踏まえると、本件非違行為後における請求人の言動は、処分を減軽する要素として考慮すべきものとは認められず、むしろ処分を加重する要素として考慮されるべきである。

カ 当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度

処分庁は、責任者の地位にあった請求人が、市からの聴き取りを受けるため、また、相手方との接触のおそれ等があったために、所長としての業務を継続することが困難となり、周囲の職員等の負担が生じた旨を主張する。

しかし、非違行為があった場合に当該職員に市が聴き取りを行うのは当然であり、非違行為自体から生じた支障とは言い難い。また、処分庁が主張するような事情から請求人が所長としての業務を継続することが困難となったのであれば、処分庁自身が請求人の後任者を所長として配置するなど、その人事配置の権限をもって業務への支障を防ぐことは可能であったといえる。

そうすると、処分庁が主張する事実は請求人に不利な事情として重視すべきではなく、その他、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度を、処分を加重する要素として考慮すべき事情は認められない。

キ 当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響

(ア) 平成15年5月頃から、いわゆる「振り込め詐欺」などによる携帯電話等の不正利用が急増していることを受け、携帯電話事業者に、携帯電話の契約時の本人確認義務を課すなどのために、平成17年4月に携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）が制定されたところである。

このことを踏まえると、携帯電話等を不正に第三者に譲渡する行為は、「振り込め詐欺」等の犯罪行為のために行われているものであると疑われてもやむを得ないものであり、一般市民から見れば、本件非違行為が犯罪行為に加担するものとして行われたと評価されてもやむを得ないといえる。

また、麻薬及び向精神薬取締法に違反するおそれのある向精神薬の譲渡行為は、やはり違法な薬物取引に加担するものと評価されてもやむを得ない行為である。

(イ) そして、請求人は、令和元年7月20日に、妻名義で携帯電話1台及びタブレット端末1台を詐取したことを被疑事実として、相手方とともに詐欺容疑で逮捕され、警察がこれを公表した際、各種報道機関により、本市職員による事件として大きく報じられた。

また、同年8月9日に請求人が不起訴処分となったことについても新聞報道がされたところである。

(ウ) 前記(ア)のような本件非違行為を管理職の立場にある公務員である請求人が行ってきたという事実が本市の公務に対する信頼に及ぼす支障の程度は、極めて大きいものであり、前記(イ)のとおり請求人が逮捕された事実が広く報じられたことにより、市民の本市の公務に対する信頼が大きく失墜したことは明白である。

請求人は、不起訴処分となったことが報道されたことが、請求人に有利な事情として考慮されるべきとの主張をしているものと解される。確かに、当該報道において起訴猶予であったことは明らかにされていないが、不起訴処分とされたことは、犯罪が成立しない、又は犯罪の成立を認定すべき証拠がないなどと判断されたことを直ちに示すものではない(事件事務規程第75条第2項第16号及び第17号参照)。そうすると、不起訴処分であることが報道されたことによって、逮捕の事実の報道により一旦大きく失墜した公務に対する信頼が回復されたものとは到底認められず、請求人の主張は失当である。

(エ) これらを踏まえると、本件非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響は、処分を加重する要素として考慮されるべきである。

ク 結論

以上のとおり、条例第10条第1項柱書が規定する考慮要素のうち、本件非違行為の内容及び程度については、運用方針が定める「一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する

場合」のいずれにも該当せず、しかも極めて悪質かつ重大なものであったといえ（前記ウ）、その他処分を減軽すべき要素として考慮すべきものはなく、むしろ処分を加重すべき要素として考慮すべきものが複数あることから（前記ア、オ及びキ）、運用方針を参酌し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする本件処分を行った処分庁の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いたものであったとは認められない。

~~~~~

#### 説 明

退職手当に関する処分についての審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定に基づき、議会に諮問するものであります。